

# 芦屋警察署

## 駐車監視員活動ガイドライン

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの業務を行う者のことであり、法律上の資格が必要とされています。(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。)

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

### 活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、自動二輪車等を含む放置車両の確認等を実施します。

### 留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、本ガイドラインの範囲内となりますが、本ガイドラインの範囲外であっても、次の事項に該当する場合は、警察署長の指示に従い確認事務を行うことが出来ます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質・危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催事等により駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に警察署長が指示する場合

### 参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

### 重点路線

#### ◎ 最重点路線

路線(区間)	重点時間帯
市道368号線(山手幹線)(管内全線)	9時～22時
国道2号(管内全線)	9時～22時
市道359号(上宮川橋交差点～大正橋東交差点)	9時～22時

#### ◎ 重点路線

路線(区間)	重点時間帯
市道184号線(花水木通り)(芦屋高校前交差点～芦屋中央公園前交差点)	9時～18時
市道146号線(稲荷山線)(楠交差点～南宮ポンプ場前交差点)	9時～18時
市道229号線(さくら通り)(西芦屋町交差点～平田北町3番先交差点)	9時～20時
市道387号線(岩園橋交差点～東山町10番先交差点)	9時～20時
市道444号線・市道338号線(鳴尾御影線)(管内全線)	9時～18時
市道南浜陽光線(南浜町2番先～涼風町6番南側 南緑地西駐車場出入口)	9時～18時(夏期(7月～8月))

### 重点地域

#### ◎ 最重点地域

地域	重点時間帯
JR芦屋駅北側周辺	9時～22時

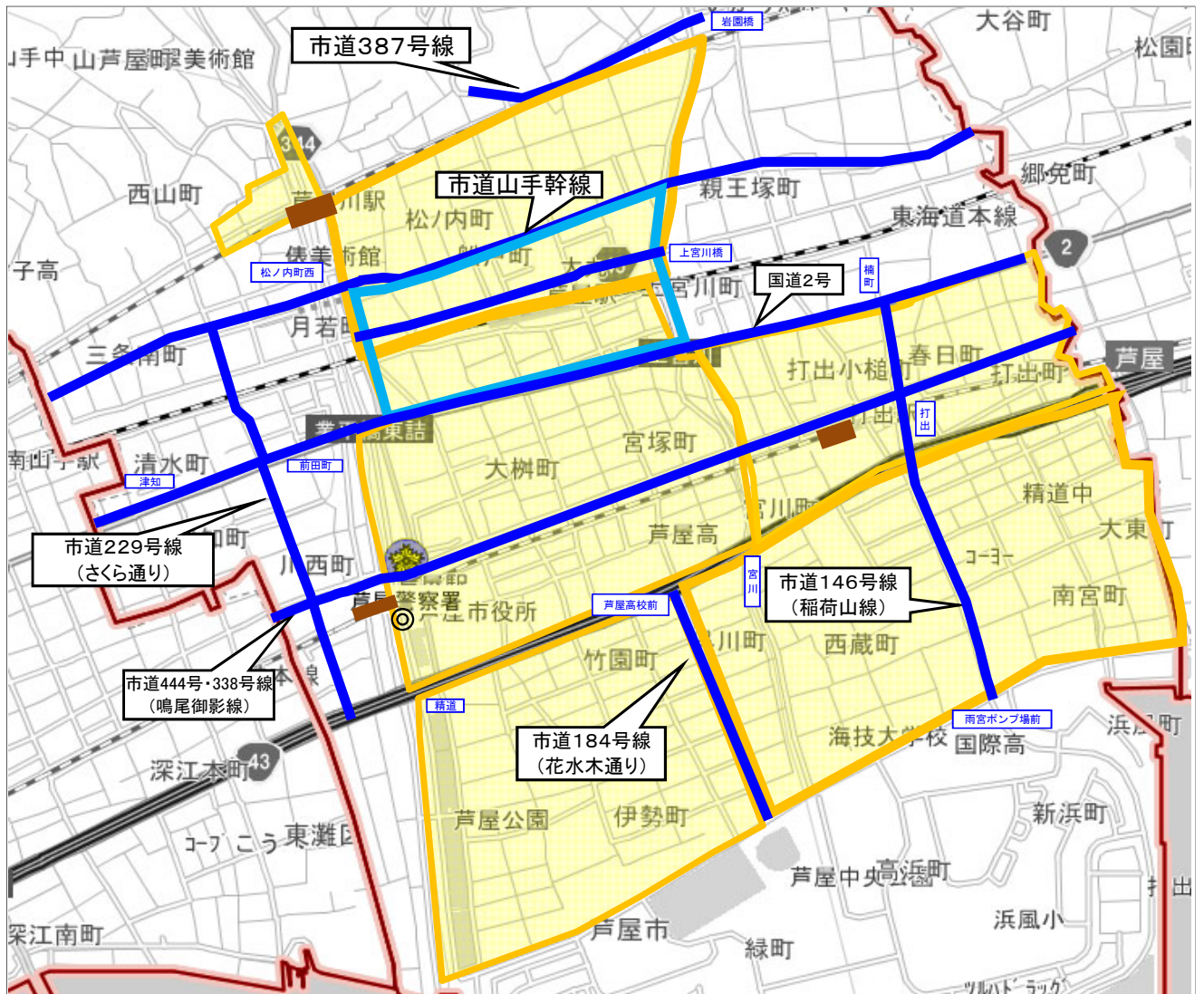
#### ◎ 重点地域

地域	重点時間帯
JR芦屋駅南側周辺	9時～22時
阪急芦屋川駅周辺	9時～20時
市立宮川小学校周辺・市立精道中学校周辺	7時～18時
阪神打出駅周辺	9時～20時
芦屋公園周辺	9時～20時

#### ◎ 自動二輪・原付重点地域

地域	重点時間帯
JR芦屋駅周辺	9時～20時

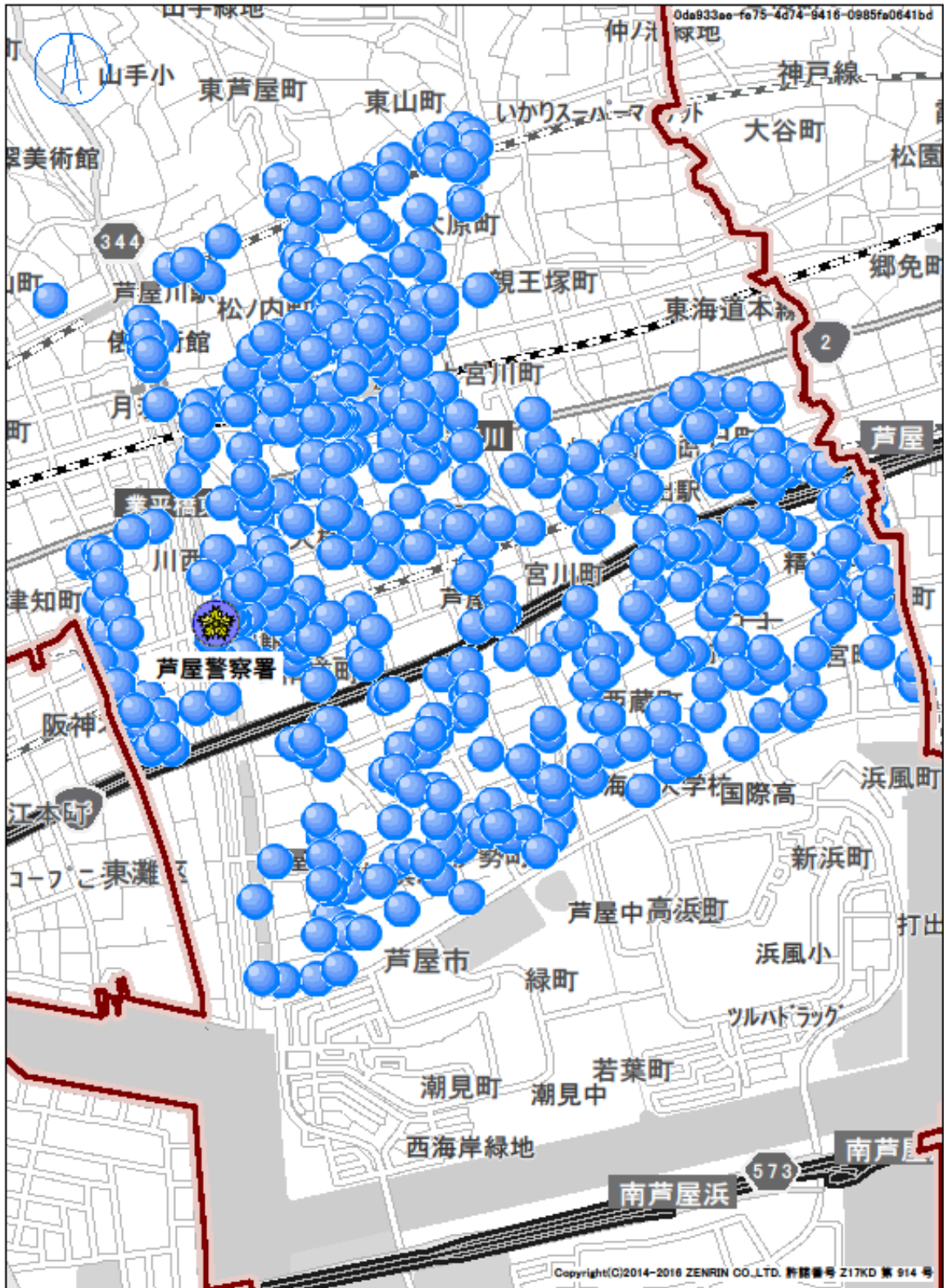
# 兵庫県芦屋警察署 駐車監視員活動ガイドライン



凡例	最重点路線	}	■
	重点路線		
	最重点地域	}	■
	重点地域		
二輪車重点地域	■		

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(空間データ基盤)を複製したものである。(承認番号 平17総複、第101号)」

# 兵庫県芦屋警察署 確認標章取付け状況



期間	令和3年中
場所	駐車監視員活動ガイドライン内
取付者	警察官及び駐車監視員